



若者から、

このような相談が消費生活センターに寄せられています。

- 友人に誘われてネットワークビジネスの会員になり、高額な化粧品やサプリメントをクレジットカードで購入した。化粧品等を他人に紹介すると手数料が入るといふが、高額な契約なので解約したい。
- スマホで操作を誤ってアダルトサイトに接続。年齢確認画面が出て、「はい」を押したら登録完了になり高額な料金を請求された。払わなければならないか。
- 副業サイトに登録したら、「相談相手になってくれたらお金をあげる」というメールが届いた。最初は無料でやりとりをしていたが、文字化けの解除に必要ななどお金を請求されクレジットカードで決済をした。だまされたと思う。
- インターネット通販でブランド品の靴を購入した。代金はクレジットカード払いにしたが、商品が届かない。業者とはメールでしか連絡の方法がなく、催促のメールをしているが返信がない。海外の業者のようだ。
- バイナリーオプション取引をするために業者のサイトに自分の口座を開き、電子マネーで入金した。利益が出たので引き出しの手続をしたが、3カ月経っても自分の口座に入金されない。海外の無登録業者であることがわかった。
- 1年半住んでいたアパートを退去したが、高額な修理費用を請求された。無断でペットを飼っていたからだろうか。全額は支払いたくない。

困ったな、おかしいなと思ったら消費生活センターにご相談ください

◇新潟県消費生活センター

相談電話番号 025-285-4196

相談受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

土曜日 午前10時～午後4時30分(電話相談のみ)

日曜・祝日・年末年始は休み

または、消費者ホットライン 188 最寄りの消費生活センター等につながります。

○特別電話相談（新潟県消費生活センター）

「若者トラブル 110 番」

実施日 1月21日（木）、22日（金）

相談時間 9:00～18:00、電話 025-285-4196